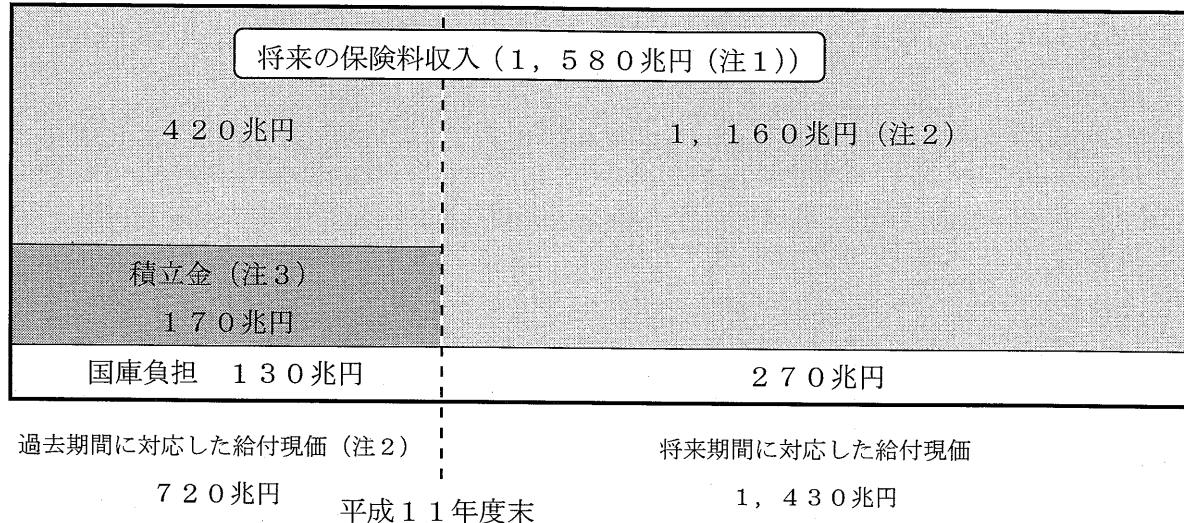


#### (4) 厚生年金の給付現価と財源構成について

平成11年度末における厚生年金の給付現価とその財源構成は下図のとおりである。



(注1) うち将来の保険料率引上げにより賄われる分は470兆円である。

(注2) 保険料率は、平成16年10月の国庫負担1/2への引上げ時に0.77%引き下げることとしている。

(注3) 基金代行部分の最低責任準備金(31.9兆円)を含めた額である。

この給付現価を求める際の諸前提是、財政見通し作成時のものと同じである。したがって、これらの前提が変えれば、算定額も異なってくることに注意を要する。また、国の直接管理する厚生年金について上記のような財源構成も一定の前提を置くことにより作成することは可能であるが、III(1)③で述べたように、厚生年金の保険料計画は厚生年金基金の代行部分と一体として策定されていることから、一体として財源構成を作成している。

この財源構成であるが、次のように見ることができる。

将来の保険料収入1,580兆円のうち現行の保険料率による保険料収入は1,110兆円と見込まれ、この差額470兆円は将来の保険料引上げにより賄われることとなる。

賦課方式を基本とする公的年金においては、過去期間に対応した給付現価について、将来の保険料収入と国庫負担とで賄うことが基本となる。完全な賦課方式では、給付現価720兆円から国庫負担130兆円を除いた590兆円を保険料収入で賄う必要があるが、現在は積立金170兆円を保有していることにより、将来の保険料負担は軽減され、保険料収入で賄う額は470兆円となっている。したがって、過去期間対応給付現価のうち積立金以外の部分を「積立不足」と捉えるのは適当ではない。

## 注記 平成16年財政再計算の概要（厚生年金・国民年金）

厚生年金・国民年金については、少子高齢化の一層の進行等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、制度に対する信頼を確保するため、保険料の将来水準を法定し、年金額の水準を自動的に調整する制度を導入するとともに、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げていくこととする等の制度改革が平成16年に行われた。

### I. 新しい厚生年金・国民年金の財政の仕組み

#### （1）給付と負担の見直し

厚生年金及び国民年金においては、物価や賃金の変動に応じ年金額の改定を行う仕組み（物価スライド・賃金再評価）が採られ、他方、保険料（率）については、将来に向けて段階的に必要な引上げを行っていくこととされている。

しかしながら、少子高齢化が急速に進行し、保険料負担が著しく増大することが予想される中では、将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう給付と負担の関係を見直し、人口や社会経済の変動に柔軟に対応できる持続可能な年金制度を構築する必要がある。

このようなことから、平成16年の年金制度改革において、財政均衡期間（概ね100年）の最終年度における積立金の水準を支払準備金程度とし、その期間で給付と負担の均衡を図る考え方を採用した上で、保険料水準を法定し、給付水準を調整する仕組みが導入された。なお、給付水準については、年金の受給開始時において現役世代の平均的な賃金との対比で適切な水準を確保することとされている。

#### （2）保険料水準と給付水準

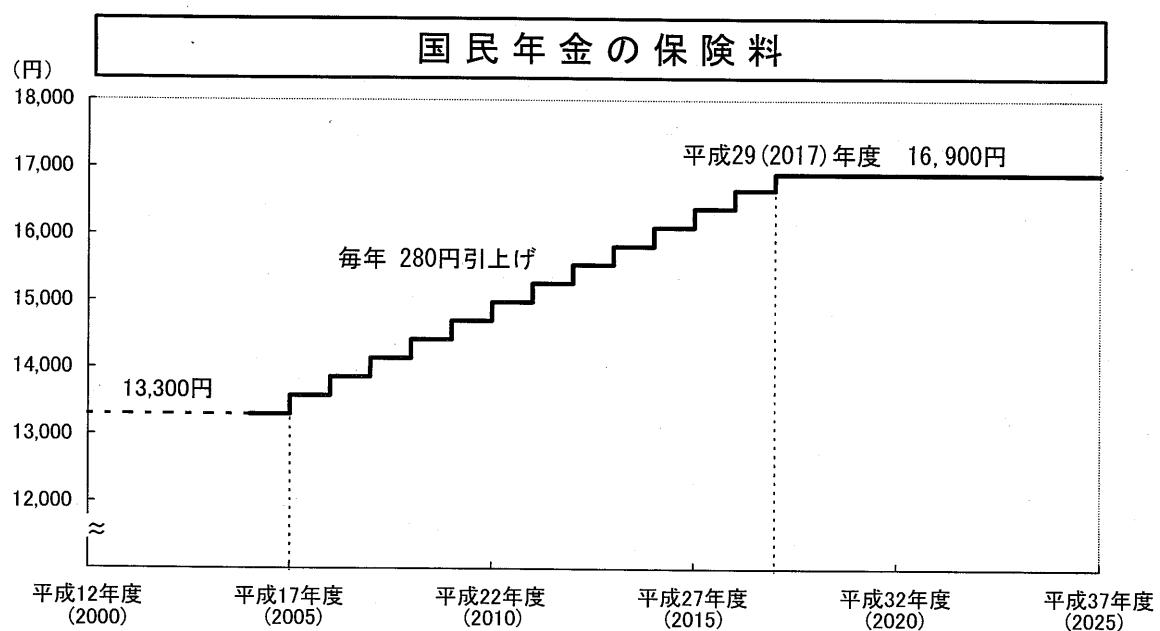
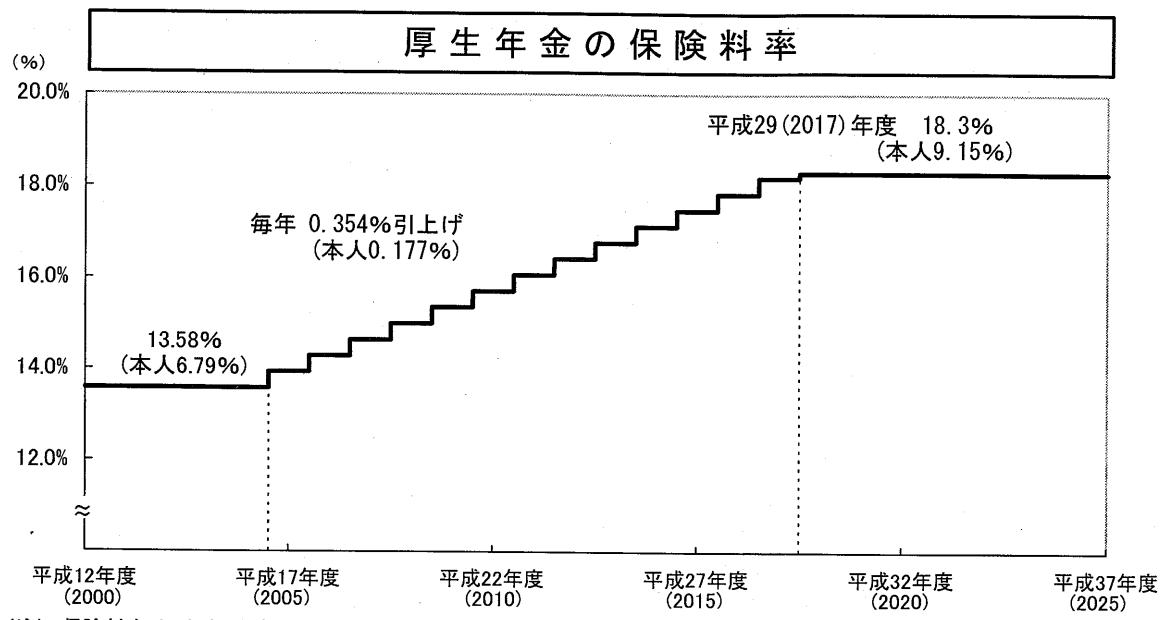
##### ① 保険料水準と給付水準

今回の年金制度改革においては、将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう、将来の保険料水準を法定し、その上で、年金を支える力である現役世代の保険料負担能力の動向等に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みを導入することとされた。

具体的には、厚生年金の保険料率は、平成16(2004)年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29年(2017)年度以降は18.30%とすることとしている。また、国民年金の保険料(月額)は、平成17(2005)年4月から毎年280円(平成16年度価格)ずつ引き上げ、平成29(2017)年度以降は16,900円(平成16年度価格)としている。

給付水準については、標準的な年金受給世帯の年金受給開始時点における年金額(夫婦の基礎年金を含む厚生年金)が、その時点の現役世代の平均収入の50%を上回る水準を確保することとしている(平成35(2023)年度以降50.2%となる見込み)。

(注)標準的な年金受給世帯とは、夫が平均的収入で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯をいう。



(注1) 平成 16 年度価格とは、平成 16 年度の賃金水準を基準として価格表示したものである。実際に賦課される保険料額は、平成 16 年度価格の額に、賦課される時点までの賃金変動率を乗じて定められる。したがって、その額は今後の賃金変動の状況に応じて変化するものである。

(注2) 厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者(月収 36.0 万円(ボーナスは年2回合計で月収 3.6 ケ月分))の場合、毎年保険料率の引上げにより、月 650 円程度(ボーナス1回につき 1,150 円程度)保険料負担(被保険者分)が増加する。

## ② マクロ経済スライドによる給付調整

保険料水準を固定する方式の下で年金財政を均衡させるためには、給付が固定された保険料水準による収入の範囲内で貰えるものとなるよう給付水準を調整する必要がある。そこで、約 100 年間の財政均衡期間にわたって財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、以下の改定指標で年金額の改定を行うことにより、給付水準を自動的に調整することとしている(マクロ経済スライド)。

- 新規裁定者(68 歳未満の受給権者):1人当たり名目手取り賃金変動率×調整率
- 既裁定者(68 歳以上の受給権者):物価変動率×調整率

\*調整率:公的年金被保険者数変動率×0.997

(0.997 は平均的な年金受給期間(平均余命)の変化率の逆数等を勘案した一定率)

(参考)通常(財政が均衡すると見込まれる場合)は、以下の改定指標で年金額の改定を行う。

- 新規裁定者(68 歳未満の受給権者):1人当たり名目手取り賃金変動率
- 既裁定者(68 歳以上の受給権者):物価変動率

(注) 保険料水準を固定する方式では、保険料(率)の再計算は必要なくなったが、5年ごとにその時点以降の長期的な財政収支の見通しが作成される。そこでは、マクロ経済スライドによる給付調整の要否が検証されるとともに、マクロ経済スライドが行われる場合には、給付の調整期間や将来の給付水準の見通しが示されることとなる。

## ③ 積立金の水準

これまでの年金財政の計算にあたっては、遠い将来にわたって給付と負担を均衡させる考え方(永久均衡方式)が採用されていた。この結果、将来の高齢化率が高い見通しとなつてゐる下では、運用収入を活用するため、積立金水準は将来にわたって一定の水準を維持することが必要とされていた。

今回の改正では、こうした仕組みに代えて、年金財政の計算上、給付と負担の均衡を図るべき期間を既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間として、100 年程度の期間について給付と負担の均衡を図る考え方(有限均衡方式)が採用された。有限均衡方式では、5 年ごとに行う財政の現況及び将来の見通しの作成ごとに、財政均衡期間を移動させることにより、少子化の状況や経済の見通しの状況などを踏まえながら、常に 100 年程度の期間で年金財政を見直していくことにより、将来にわたる財政均衡を確保することとしている。

この方式では、積立金水準について、財政均衡期間の最終年度における目標を設定することとなる。今後の年金財政計算では、遠い将来において現時点では予測できないような大きな変化が生じることも否定できないことを考慮しつつ、将来に向けて積立金水準を抑制していくことを基本に考え、最終年度に積立金水準を給付費の 1 年分程度とすることとしている。

## (3) 基礎年金国庫負担金の引上げ

今回の年金制度改革においては、基礎年金の国庫負担割合について、所要の財源を確保した上で 2 分の 1 に引き上げていくこととされた。引き上げは平成 16 年度から着手し、平成 21 年度までに完了する。

(注)財政再計算においては、平成 20 年度までの間の基礎年金に係る国庫負担は、従来の 3 分の 1 に、平成 16 (2004) 年度は 272 億円、平成 17(2005)～20(2008) 年度は 1000 分の 11 をを加えたものとしている。